

令和7年12月亀山市議会定例会提出議案

条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営の 基準に関する条例の制定について・・・・・・・・・・	1
議案第82号 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する 事務の職務権限の特例に関する条例の一部改 正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第83号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の一部改正につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第84号 亀山市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	12
議案第85号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議案第86号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部改正について・	14
議案第87号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
議案第88号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

議案第 89 号 亀山市営住宅条例の一部改正について・・・ 18

議案第 90 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例について・・・ 19

件名	亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども未来部 子ども政策課
----	---------------------------------	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」が創設され、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）による認可事業である乳児等通園支援事業として位置付けられました。

乳児等通園支援事業は、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされています。

この内閣府令で定める基準として、令和7年1月14日付けで乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が公布され、令和8年4月1日から乳児等のための支援給付が施行されることに伴い、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準については、内閣府令により示された基準と同様の内容を定めることとします。

(1) 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」といいます。）の一般原則として次の事項を定めます。 <第5条関係>

ア 利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならないこととします。

イ 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないこととします。

ウ 自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととします。

エ 定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととします。

オ 法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないこととします。

カ 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」といいます。）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならないこととします。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設その他の児童福祉施設と同様に、乳児等通園支援事業所についても、安全計画の策定を義務付けること等とします。 <第7条関係>

(3) 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととします。また、乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないこととします。 <第10条関係>

(4) 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がないときに限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員が併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができることとします。 <第11条関係>

(5) 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水に対する衛生上必要な措置、職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修その他の乳児等通園支援事業者における衛生管理等を定めます。

<第14条関係>

(6) 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合には、当該乳児等通園支援事業所で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこととします。 <第15条関係>

(7) 乳児等通園支援事業者は、運営についての重要事項に関する規程を定めなければならないこととします。 <第16条関係>

(8) 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼

児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこととします。

また、乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととします。 <第19条関係>

(9) 乳児等通園支援事業の区分を次のとおり定めます。 <第20条関係>

ア 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業であって余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものとします。

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業を行う事業所等において、当該施設又は事業を利用する児童の数がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいいます。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行うものとします。

(10) 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準を次のとおり定めます。 <第21条関係>

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所については、乳児室又はほふく室及び便所を設けることとします。

イ 乳児室の面積は、乳児又はアの幼児1人当たり1.65㎡以上とすることとします。

ウ ほふく室の面積は、乳児又はアの幼児1人当たり3.3㎡以上とすることとします。

エ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えることとします。

オ 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けることとします。

カ 保育室又は遊戯室の面積は、オの幼児1人当たり1.98㎡以上とすることとします。

キ 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備える

こととします。

(11) 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者を置くこととします。

乳児等通園支援従事者の数は、乳児にあつてはおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児にあつてはおおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は、保育士とすることとします。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできないこととします。

また、乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならないこととします。ただし、次のいずれかに該当する場合には従事する職員を1人とすることができることとします。

<第22条関係>

ア 一般型乳児等通園支援事業が保育所等と一体的に運営されている場合であつて、当外保育所等の職員による支援を受けることができ、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

イ 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(12) 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該施設又は事業所について定める基準によることとします。 <第25条関係>

ア 保育所 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三重県条例第65号）（保育所に係るものに限り。）

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）

ウ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三重県条例第93号）

エ 家庭的保育事業等を行う事業所 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除きます。）

3 その他

（1）施行日は、公布の日からとします。

（2）本条例の施行日と子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行日に関する調整規定を設けます。

件名	亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課 教育委員会事務局 教育総務課
----	--	-----------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

本市の組織・機構については、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進し、市民サービスの向上を図るため、令和4年度に部の再編等を行い、以後、国の施策、行政課題及び緊急課題に応じて、その都度、組織・機構を見直してきたところです。

この度、令和8年度を始期とする第3次亀山市総合計画に掲げる施策・事業を推進するに当たり、現組織・機構における課題等を検証したところ、基本的には現行の組織・機構を維持しますが、所管事務の一部を変更する必要があることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

事務の効率化を図るため、所管事務の一部を見直すとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について整理することとします。

《第1条による改正》

市民文化部の分掌事務に「博物館に関する事項」を新たに加え、健康福祉部の分掌事務である「スポーツの推進に関する事項」を削ります。

＜第1条関係＞

《第2条による改正》

スポーツに関する事務の職務権限を市長から教育委員会に移行し、一方で博物館の設置、管理及び廃止に関する事務の職務権限を教育委員会から市長に移行することに伴い、当該事務に係る規定の整備を行います。

＜本則関係＞

3 その他

(1) 施行日は、令和8年4月1日とします。

(2) 施行日において現に効力を有するスポーツに関する事務に係る市長がした処分その他の行為又は市長になされた申請その他の行為は、施行日以後においては、教育委員会がした処分その他の行為又は教育委員会になされた申請その他の行為とみなし、博物館に関する事務に係る教育委員会がした処分その他の行為又は教育委員会になされた申請その他の行為は、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長になされた申請その他の行為とみなす経過措置を設けます。

(3) 附則において、次の5つの条例の一部を改正し、この条例の一部改正に伴う規定の整理を行います。

ア 亀山市歴史博物館条例（平成17年亀山市条例第69号）

イ 亀山市スポーツ振興審議会条例（平成17年亀山市条例第75号）

ウ 亀山市運動施設等条例（平成17年亀山市条例第76号）

エ 亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例（平成17年亀山市条例第77号）

オ 亀山市関B&G海洋センター条例（平成17年亀山市条例第78号）

(4) 本条例の改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により亀山市教育委員会に意見を求め、異論はない旨の回答を得ています。

件名	亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	---	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和7年8月7日の人事院勧告における勧告事項のうち、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員及び一般職の任期付職員に準じて、市の一般職の職員及び一般職の任期付職員においても引き上げるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）について、次のとおり改正します。

《第1条による改正》

ア 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当について、令和7年12月期の支給月数を0.025月引き上げます。 <第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	1.25月	<u>1.25月</u>	2.5月
	勤勉手当	1.05月	<u>1.05月</u>	2.1月
改正後の 支給月数	期末手当	1.25月	<u>1.275月</u>	2.525月
	勤勉手当	1.05月	<u>1.075月</u>	2.125月

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当について、令和7年12月期の支給月数を0.025月引き上げます。

<第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	0.7月	<u>0.7月</u>	1.4月
	勤勉手当	0.5月	<u>0.5月</u>	1.0月
改正後の 支給月数	期末手当	0.7月	<u>0.725月</u>	1.425月
	勤勉手当	0.5月	<u>0.525月</u>	1.025月

ウ 給料月額を一定水準（平均3.3%）引き上げます。 <別表関係>

《第2条による改正》

ア 一般職の職員の令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.0125月引き上げ、12月期の支給月数を0.0125月引き下げます。 <第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	<u>1. 25月</u>	<u>1. 275月</u>	2. 525月
	勤勉手当	<u>1. 05月</u>	<u>1. 075月</u>	2. 125月
改正後の 支給月数	期末手当	<u>1. 2625月</u>	<u>1. 2625月</u>	2. 525月
	勤勉手当	<u>1. 0625月</u>	<u>1. 0625月</u>	2. 125月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.0125月引き上げ、12月期の支給月数を0.0125月引き下げます。

<第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	<u>0. 7月</u>	<u>0. 725月</u>	1. 425月
	勤勉手当	<u>0. 5月</u>	<u>0. 525月</u>	1. 025月
改正後の 支給月数	期末手当	<u>0. 7125月</u>	<u>0. 7125月</u>	1. 425月
	勤勉手当	<u>0. 5125月</u>	<u>0. 5125月</u>	1. 025月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

(2) 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）について、次のとおり改正します。

《第3条による改正》

ア 特定任期付職員*について、各号給の給料月額を引き上げます。

<第7条関係>

※「特定任期付職員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。

イ 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について、令和7年12月期の支給月数を0.025月引き上げます。 <第8条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	0.95月	<u>0.95月</u>	1.9月
	勤勉手当	0.875月	<u>0.875月</u>	1.75月
改正後の 支給月数	期末手当	0.95月	<u>0.975月</u>	1.925月
	勤勉手当	0.875月	<u>0.9月</u>	1.775月

ウ 特定業務等従事任期付職員^{*}について、各号給の給料月額を引き上げます。 <第9条関係>

※「特定業務等従事任期付職員」とは、一定期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務がある場合において、任期を定めて採用された職員等をいいます。

《第4条による改正》

特定任期付職員の令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.0125月引き上げ、12月期の支給月数を0.0125月引き下げます。 <第8条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	<u>0.95月</u>	<u>0.975月</u>	1.925月
	勤勉手当	<u>0.875月</u>	<u>0.9月</u>	1.775月
改正後の 支給月数	期末手当	<u>0.9625月</u>	<u>0.9625月</u>	1.925月
	勤勉手当	<u>0.8875月</u>	<u>0.8875月</u>	1.775月

※改正前の12月期の支給月数は、第3条による改正後の支給月数です。

3 その他

- (1) 施行日は、公布の日とします。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定による改正後の亀山市職員給与条例及び第3条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用します。

(参考)

1 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

区分	6月期	12月期	合計
R7期末手当	1.25月	1.275月(1.25月)	2.525月(2.5月)
勤勉手当	1.05月	1.075月(1.05月)	2.125月(2.1月)
合計	2.3月	2.35月(2.3月)	4.65月(4.6月)
R8期末手当	1.2625月(1.25月)	1.2625月(1.25月)	2.525月(2.5月)
勤勉手当	1.0625月(1.05月)	1.0625月(1.05月)	2.125月(2.1月)
合計	2.325月(2.3月)	2.325月(2.3月)	4.65月(4.6月)

※()内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

2 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

区分	6月期	12月期	合計
R7期末手当	0.7月	0.725月(0.7月)	1.425月(1.4月)
勤勉手当	0.5月	0.525月(0.5月)	1.025月(1.0月)
合計	1.2月	1.25月(1.2月)	2.45月(2.4月)
R8期末手当	0.7125月(0.7月)	0.7125月(0.7月)	1.425月(1.4月)
勤勉手当	0.5125月(0.5月)	0.5125月(0.5月)	1.025月(1.0月)
合計	1.225月(1.2月)	1.225月(1.2月)	2.45月(2.4月)

※()内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

3 特定任期付職員の期末手当の支給割合

区分	6月期	12月期	合計
R6期末手当	1.70月	1.75月(1.70月)	3.45月(3.4月)
R7期末手当	1.725月(1.70月)	1.725月(1.70月)	3.45月(3.4月)

区分	6月期	12月期	合計
R7期末手当	0.95月	0.975月(0.95月)	1.925月(1.9月)
勤勉手当	0.875月	0.9月(0.875月)	1.775月(1.75月)
合計	1.825月	1.875月(1.825月)	3.7月(3.65月)
R8期末手当	0.9625月 (0.95月)	0.9625月 (0.95月)	1.925月 (1.9月)
勤勉手当	0.8875月 (0.875月)	0.8875月 (0.875月)	1.775月 (1.75月)
合計	1.825月	1.875月(1.825月)	3.7月(3.65月)

※()内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

<p>件名</p>	<p>亀山市手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>総務財政部 税務課 建設部 建築住宅課</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>資産に関する証明書の交付について、県内市町における同様の証明書に係る交付状況に鑑み、また、交付に係る事務作業の円滑化及び市民サービスの向上に資するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）資産に関する証明書のうち土地及び家屋に係る評価証明書、公課証明書又は資産証明書については、土地と家屋をそれぞれ分けて交付しておりますが、土地と家屋を同一の証明書に記載して交付することとします。 ＜別表第1関係＞</p> <p>（2）本条例で引用している令第137条の12第6項及び第7項が繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 ＜別表第3関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和8年1月1日とします。ただし、引用条項の繰り下げに伴う改正規定の施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令基準」といいます。）において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）において虐待防止に係る規定が創設されたこと等に伴う改正が行われました。</p> <p>このことから、府令基準に従い条例で定めることとされている市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 関係法令において創設された幼保連携型認定こども園又は幼稚園である特定教育・保育施設の職員の虐待防止に係る規定のうち、当該職員の虐待行為に該当する行為を定めた条項を新たに引用することとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第25条関係＞</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴う規定の整理 その他規定の整理を行います。 ＜第15条及び第25条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
----	---	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令基準」といいます。）において、家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士（※）を追加する改正、乳幼児健康診査による家庭的保育事業者等の健康診断の代替に関する改正等が行われました。

このことから、省令基準を参酌して条例で定めることとされている市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。

※「地域限定保育士」制度は、登録した自治体のみで地域限定保育士として勤務できますが、登録後3年を経過した者のうち地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、通常の保育士として全国で働けるようになる制度です。なお、この制度は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき、国家戦略特別区域に定められた地域内の保育の需要に応えるために創設されたものですが、本年10月1日から一般制度化されました。

2 改正内容

《第1条による改正》

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）について、次のとおり改正します。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴う規定の整理を行います。 <第12条関係>
- (2) 家庭的保育事業者等における利用乳幼児に対して次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査が行われた場合であって、当該健康診断又は健康診査がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。 <第17条関係>

児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(3) 家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士を追加します。

<第23条、第29条、第31条、第44条、第47条及び附則第6条から附則第9条まで関係>

《第2条による改正》

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年亀山市条例第18号）について、保育士及び保育従事者の配置基準に関する経過措置に係る保育士に地域限定保育士を追加します。

<附則第2項及び新附則第3項関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」といいます。）において、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行う場所に置かなければならないとされている放課後児童支援員に地域限定保育士を追加する等の改正が行われました。</p> <p>このことから、省令基準を参酌して条例で定めることとされている市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 放課後児童支援員の資格要件の一つである保育士について、地域限定保育士を追加します。 <第10条関係></p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴う規定の整理を行います。 <第12条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げます。 <第2条及び第26条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和8年4月1日とし、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。</p>		

件 名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建 設 部 建築住宅課
-----	--------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成31年3月策定）において、民間が所有する賃貸共同住宅を活用した市営住宅の供給を推進することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

新たに設置する借上げによる市営住宅の名称、位置等について、次のように定めるとともに、その他規定の整理を行います。 <別表第1関係>

設置年度	名称	位置	構造	戸数
令和7年度	高塚南住宅	高塚町2番1号	木造2階	5

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	上下水道部上水道課 下水道課 医療センター地域医療部病院総務課 監査委員事務局
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係する4つの条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市監査委員条例（平成17年亀山市条例第9号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の8が第243条の2の9に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第7条関係></p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第136号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の8が第243条の2の9に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第5条関係></p> <p>《第3条による改正》</p> <p>亀山市下水道事業の設置等に関する条例（平成26年亀山市条例第32号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の8が第243条の2の9に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第5条関係></p> <p>《第4条による改正》</p> <p>亀山市病院事業の設置等に関する条例（平成27年亀山市条例第36号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の8が第243条の2の9に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第6条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日とします。</p>		